

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 4月18日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 6 件

NO.		不適合件名	グレード	備考
1	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備冷却海水系海水ポンプストレナ差圧計において、指示不良(ポンプ停止時にダウンスケール)が認められたため、当該計器を点検。	GⅢ	
2	2号機	所内高圧電源設備配電盤(メタクラ)2D盤において、盤前面及び裏面の塗装剥離が認められたため、当該箇所を補修。	GⅢ	
3	3号機	高圧炉心スプレイポンプ停止中の当該系統電動弁(復水貯蔵タンク戻り一次試験調節弁)の開操作において、ポンプ吐出流量計指示の上昇(最大700m ³ /h)が認められたため、当該流量計を点検。	GⅢ	
4	3号機	非常用ディーゼル発電設備B空気だめ(自動)出口弁において、当該弁のグランド部に漏えいが認められたため、バックシート及びグランド増締めを実施するとともに、対応検討。	GⅢ	
5	3号機	直流電源設備DC250Vバッテリー電解液の比重測定において、測定値が管理目標値を外れるもの(20個中111個)が認められたため、対応検討。	GⅢ	
6	4号機	燃料プール冷却浄化系熱交換器室B差圧計の指示不良(通常値の半分以下)(H25. 3. 18に不適合委員会にて審議した不適合)について調査を実施したところ、当該室に設置してある換気空調系差圧調整ダンパー上部側(上部、下部2分割構造)の開固着が原因であると判明したため、当該ダンパーを点検・修理。	GⅢ	